

京都市告示第 180 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 8 月 29 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 府 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
宇多野嵐山山 田線	西京区山田弦馳町15番地地先から	旧	メートル 8.00	メートル 7.40
	同区松尾大利町6番地の3地先まで	新	8.00	8.40 ~ 8.50

(建設局道路部道路明示課)